

## 熊取町立熊取図書館資料収集方針

### (目的)

第1条 この方針は、図書館規則（平成6年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、熊取町立熊取図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「資料」という。）の収集にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 図書館は、住民の知る権利、読む権利、学ぶ権利を社会的に保障する機関である。住民の要求及び社会動向等が十分に反映されるよう配慮して、住民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料及び情報を、各分野にわたり体系的に収集する。

2 子どもにとって本は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く魅力的なものにしていく上で欠かすことのできないものである。このため、図書館は、子どもが自由に、質のよい本と出会い、それぞれの発達段階に応じた豊かな読書体験ができるよう、児童書を収集する。

3 一般の資料を利用することが困難な住民に対しては、その利用に適した資料を収集する。

4 「図書館の自由に関する宣言」（注1）をふまえ、資料選択の上で以下の点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することをしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

### (収集資料の種類)

第3条 図書館が収集する資料の種類については、図書、逐次刊行物（新聞・雑誌）、行政・地域資料、視聴覚資料その他形態や媒体を問わず必要な資料とする。

### (選書会議等)

第4条 収集資料の選定にあたっては、職員による選書会議を設け、収集方針に基づき、公正に資料の選定を行う。また、寄贈資料等の受入についても同様とする。

2 リクエスト資料については、資料的価値および将来の利用を勘案し、必要と認められた場合は購入する。この収集方針に沿わない要求に対しては、図書館間相互貸借などの手段によって提供しよう努める。

### (資料の更新・除籍)

第5条 適切な蔵書構成(注2)を維持するとともに、適宜除籍を行い蔵書の鮮度を保つよう努める。

### (選書基準)

第6条 住民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。

2 著しく破損しやすい図書、学習参考書・各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

3 資料の種類別収集方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般書

各分野を網羅した新鮮で最適な蔵書構成を維持するため、各分野の基本から最新情報までを知ることができるように、入門書から専門的な読書への展開がなされるような蔵書構成を目指す。なお、その選定基準については別に定める。

(2) 児童書

すべての子どもが、適切な時期にすぐれた本に出会い、豊かな感受性と生きる力をはぐくむことができるよう、学校図書館等との連携・協力を考慮し、多様な資料を収集する。そのために、子どもが本に対して示す反応から謙虚に学ぶとともに、原則として全ての本を職員が分担して読み、選書会議により適切な本を選定する。なお、その選定基準については別に定める。

(3) 参考資料

参考資料は、住民の一般的な調査研究や住民が当面する諸課題を解決するために必要な辞書、辞典、事典、年鑑等を幅広く収集する。

(4) 行政・地域資料

熊取町を中心とした地域に関する資料は、資料の形態を問わず収集に努める。特に、熊取町及び関係機関が刊行した行政関係資料は、網羅的、継続的に収集する。

(5) 逐次刊行物

新聞は、主要全国紙を中心に収集する。雑誌は、各分野における主要なもの、時宜にかなない利用の高いものを収集するものとし、年一回見直しを行う。

(6) 視聴覚資料

評価の定まった作品を中心に、必要に応じて各ジャンルのCD等を収集する。

(7) 障がい者用資料

視覚障がい者等の利用に供するため、録音図書、大活字本、さわる絵本等を収集する。点字資料の収集については、他機関との相互協力による資料提供を考慮し、収集するものとする。

(8) その他

メディアの進展に対応し、適切な資料を収集する。

附 則

この方針は、平成20年11月10日から施行する。

注1 国民の知る自由を保障するために図書館は「資料収集の自由」「資料提供の自由」を有し、また図書館人は「利用者の秘密を守り」「すべての検閲に反対する」ことを宣言したもの。1954年の日本図書館協会第40回全国大会において議決され、1979年に改訂された。

注2 図書館が収集し所蔵している資料の構造、構成。蔵書の分類や形態別の構成比率などの指標で表されることが多い。

## 一般書選定基準（第6条第3項第1号関係）

### （総論）

すべての分野について、広範に深く資料を収集するのが理想であるが、施設及び予算上の制限があることから、分野ごとに別記のとおり優先事項を掲げる。

別記 基本性（各分野の基本的文献図書を集集）

広範性（多様性に対応できるよう幅広いテーマで図書を集集）

重層性（出版点数・利用が多い分野ではテーマの重なる図書であっても豊富に集集）

専門性（各分野の研究活動の成果を伝えるような、やや専門的な図書を集集）

最新性（最新の知識情報が得られるような図書を集集）

### （総記：0類）

1. 1～9類に含まれないすべての分野を網羅するため、科学情報、図書館、読書等に留意し「広範性」を優先する。

### （哲学・宗教：1類）

1. 哲学、心理学、倫理学、宗教の各分野については「基本性」を優先する。
2. 生き方、人生論等社会的関心の高い分野については「広範性」「重層性」にも留意する。

### （歴史、地理・地誌・紀行：2類）

1. 歴史は、学問としても教養・趣味としてもよく読まれる分野であるため「重層性」に加え、特に日本史については、関心が高いことから「専門性」を優先する。
2. 地理・地誌・紀行は「広範性」に留意する。

### （社会科学：3類）

1. 政治、法律、経済、財政、社会、軍事などは、時事性の高い分野であるため「広範性」「最新性」を優先する。
2. 利用の多い身近な法律、家族問題、教育等については、「重層性」に留意する。

### （自然科学：4類）

1. 対象となる分野は数学、物理学、化学、天文学、地球科学、生物学、植物学、動物学、医学と多岐にわたるため「基本性」を優先し、特に進歩と変化が著しい分野については「最新性」に留意する。
2. 医学・薬学については、生活に密着し関心が高いため「広範性」に留意する。

### （技術・工学、家政学・生活科学：5類）

1. 工学全般については「基本性」を優先するとともに、技術の進展に対応するため「最新性」に留意する。
2. 原子力については、熊取町内に原子炉実験所があることから「広範性」に留意する。
3. 家政学については、料理、美容、手芸、服飾など多様な趣味に対応できるよう「広範性」「重層性」に留意する。

### （産業：6類）

1. 農業、園芸、蚕糸、畜産、林業、水産、商業、運輸・交通、通信などの多様な産業を網羅しているため「基本性」を優先する。
2. 農業、園芸、繊維、畜産等の地場産業については「専門性」に留意する。

3. 商業は、実用性が求められるため「最新性」に留意する。

(芸術・美術、スポーツ・体育、諸芸・娯楽：7類)

1. 芸術・工芸等では、表現方法が多岐にわたるため「広範性」を優先する。

2. スポーツ・諸芸では、全分野を網羅できるように「基本性」を優先する。

(言語(語学)：8類)

1. 日本語については、関心が高いため「重層性」「専門性」を優先する。

2. 外国語については少数言語に留意し「広範性」を優先する。

(文学：9類)

1. 利用の多い小説・エッセイでは「広範性」「重層性」を優先する。

2. 学習活動の盛んな古典、詩歌等については「専門性」に留意する。

3. 外国文学については「基本性」を優先し、幅広い地域の文学に親しむことができるよう「広範性」に留意する。

## 児童図書選定基準（第6条第3項第2号関係）

### （総論）

1. 原則として子ども向けとして出版されたものを収集する。ただし大人向けに出版されていても、子どもが関心を持って読むことができるものは、収集の対象とする。
2. 装丁については、図書館での使用に耐えられるものかどうかには留意する。
3. すぐれた図書は、複本をそろえるよう留意する。
4. 利用状況に応じ、日本語以外の資料も収集する。
5. 興味本位にあつかったものや、異常な怪奇性、残虐性のあるものは収集しない。
6. 学習参考書、各種問題集は、原則として収集しない。

### （赤ちゃん絵本）

赤ちゃんにとって本とは、楽しい世界を共有しながら親子のコミュニケーションを深めるものであり、収集にあたっては以下の点に留意する。

1. 絵の色と形が鮮明で、あたたかさを感じさせること。
2. 言葉が簡潔でリズムカルであり、心地よく響くこと。
3. 取り上げる素材は身近なもので、生活体験に根ざしていること。
4. 大人との心地よい会話や楽しい遊びへと誘うものであること。
5. 赤ちゃんが手に取れるよう、小型版で壊れにくいこと。

### （絵本）

絵本は子どもの読書の第一歩であることをふまえ、子どもの知的、情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に、以下の点に留意しながら幅広く収集する。

1. 絵がストーリーを語っていること。
2. テーマやストーリーが、子どもにとって共感を呼ぶものであること。
3. 表現が豊かで、子どもの想像力を養うものであること。
4. 絵と文の調和がとれていること。

### （知識絵本）

1. 最新の知識に基づいていて、用語や使い方が正しいこと。
2. テーマや表現が、子どもの探究心を刺激し、科学的興味をもたせるものであること。
3. 子どもが理解できる表現で、簡潔に描かれていること。

### （読み物）

文章によって物語を展開し、子どもの心に語りかけ、子どもが共感し、子どもの感性を豊かにするものを中心に、本を読みはじめたばかりの子どもから中学生まで、それぞれの発達段階に応じた本を、以下の点に留意しながら幅広く収集する。

1. テーマやストーリーが、子どもにとって新鮮で共感できるものであること。
2. 文章表現が、簡潔で子どもの感性に訴えるものであること。
3. 作者の視点が、子どもに向き合っており、その姿勢が積極的かつ意欲的であること。
4. 日本と世界の古典は、各種収集し、抄訳本については慎重に検討する。
5. シリーズものは、一冊ずつ検討する。

### （昔話）

昔話は、子どもの文学の原点として位置づけ、全国各地方にわたり幅広く積極的に収集する。

1. 話のスタイルを保った適切な再話、翻訳であること。
2. 伝説・神話は、昔話に比べて出版量が少ないので、積極的に収集する。

(知識の本)

学校での調べ学習への対応や情報の新しさを維持するため随時更新するとともに、歴史、科学、社会等すべての分野について、子どもが知識を得られ、さらに探求したいと思わせるものを、以下の点に留意しながら収集する。

1. 最新の情報や研究成果に基づいたものであること。
2. テーマ、表現方法が、各年齢の子どもの視点に立ったものであること。
3. 図版、写真、イラストで効果的にわかりやすく表現されたものであること。
4. 知識としての結果や結論だけでなく、その過程や背景、基本となる考え方が明確に表現されていること。
5. 手芸、料理等の実用書については、利用状況に留意する。

(紙芝居)

紙芝居については、絵本、読み物では味わえないドラマ的な展開や他の人に読んでもらう楽しみを得ることができるため、以下の点に留意しながら収集する。

1. 絵と語り、内容、文章量から調和しているものであること。
2. はっきりとした輪郭と色使いで、絵が遠くから見えるものであること。
3. 紙芝居のために制作されたオリジナル作品を積極的に収集する。
4. 紙芝居でしか味わえないテーマ、絵、文章表現を心がけた作品を収集する。

(児童図書研究資料)

子育てや教育に関わる大人をはじめ、できるだけ多くの人々が児童書に関心を持ち、子どもの読書環境整備に目を向けてくれるよう児童図書研究資料を収集する。また、子ども読書活動の推進を行っている人を支援するための専門的な研究資料を収集することとし、その範囲は下記のとおりとする。

1. 絵本、読み物についての案内や入門資料を収集する。
2. 読み聞かせ、ブックトーク、おはなし等子どもの読書活動の普及に関する解説書、研究書を収集する。
3. 児童文学論、絵本論及び作品論、作家論等の代表的な解説書、研究書は、多角的に比較検討しながら調査研究できるよう積極的に収集する。
4. 児童図書目録、児童図書リスト、児童文学事典等の基本的資料はもれることがないよう収集する。
5. 図書館における児童サービス及び学校図書館に関する資料は積極的に収集する。
6. 海外の児童書を知るために必要な場合は、外国語の資料も収集する。